

地方独立行政法人秋田県立療育機構平成30年度計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。

ア 整形外科

運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。

イ 小児科

小児期発症の神経疾患を専門的に診療する。

入所施設機能に加え、母子訓練入院、検査や治療目的の入院を行い、特に難治性てんかん患者への内科的治療を行う。

ウ 小児科メンタルヘルス

初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。

エ 精神科こころのケア

初診年齢が中学生までの子どもの知的障害を含む発達障害、発達障害を背景とした精神症状、発達障害以外の精神障害について、診療及び相談を行う。

オ 歯科

通常の歯科治療が困難な障害児の口腔衛生の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。

また、必要に応じ、静脈内鎮静法や全身麻酔を併用した治療を行う。

さらに、秋田県歯科医師会との共同事業として、全身麻酔による手術や障害児の摂食機能向上に向けた取り組みを行う。

カ リハビリテーション科

理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。

キ 耳鼻咽喉科、眼科

障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。

難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、乳児期からの診断を行う。

- ② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。
- ③ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対して、運動や言葉、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況等に応じたグループごとの幼児通園を行うとともに、個別指導や保護者への指導を行う。定員は、医療型児童発達支援 30 名、児童発達支援 40 名とする。また、保育所等訪問支援事業を継続して実施するほか、「居宅訪問型児童発達支援事業」の実施についても検討する。
- ④ 在宅の重症心身障害児・者及びその保護者に対する支援として、送迎による通所を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。なお、1 日 10 名の利用者枠で送迎と入浴等のサービスを実施する。
- ⑤ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関の訪問及び外来等を通して療育指導を行うとともに、家族に一時的な休息を提供するため、空床を利用し、短期入所事業及び日中一時支援事業等の市町村事業を積極的に受け入れる。
- ⑥ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行う。

・提供する療育サービスの目標

		平成29年度実績見込	平成30年度目標
医療	リハビリテーション件数	27,638件	27,500件
福祉	短期入所事業（サービス延日数）	1,124日	1,150日
	日中一時支援事業（ 〃 ）	24日	25日

(2) 療育従事者の確保・育成

① 魅力ある働きやすい職場づくり

労務管理の徹底による健康で安心して働くことができる職場づくりや、男女共同参画を推進するとともに職員の多様な働き方を尊重し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組む。

② 自らの能力向上を可能とする体制の充実

ア 診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制を充実し、向上心の高い

療育従事者の確保・育成に努める。

イ 療育機構の療育従事者を機構外の研修会等に積極的に参加させ、機構内において伝達研修を実施するなどし、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努める。

ウ 県立病院機構との人事交流や感染防止対策の合同カンファレンス等の開催などにより、医療従事者の能力向上を図る。

エ 療育従事者の能力向上を図るため、研修マニュアルに基づき内部研修を定期的に開催する。

③ 募集活動

ウェブサイトの活用や県内の養成機関への就職説明会など様々な機会を捉え、募集活動を行い、計画的な療育従事者の確保に努める。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

① 療育環境の整備

利用者がより快適に療養できるよう、環境の改善に取り組む。

② ホスピタリティの向上

すべての職員が、それぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を行う。

③ 利用者を尊重した療育サービスの提供

ア 利用者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、治療の選択、各種検査等について利用者・家族の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを確実に行う。

イ 薬効や副作用の説明、安全で確実な薬剤管理指導を行い、服薬に関わる事故の防止を図ること等により、安定した治療効果の発現に寄与するよう努める。

ウ 利用者・家族から主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求められた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。

エ 歯科の入院手術治療及び先天性股関節脱臼、脚延長のクリニカルパスの運用を推進するとともに、他の疾患に係るパスの作成についての情報を収集する。

オ 利用者が安心して療育を受け、円滑に地域生活ができるよう、ソーシャルワーカー等による総合相談を行う。

④ 第三者機関による評価の受審等

福祉サービスの第三者評価の受審や病院機能評価における指摘事項については、引き続き改善を行う。

また、苦情受付等により利用者の意見・要望を把握し、サービスに反映させる。

(4) より安心して信頼される療育の提供

① 関係法令等の遵守

医療法や児童福祉法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律を保持し研修等を通じて療育従事者としての高い倫理観を醸成する。

② 医療安全対策

医療安全を推進する内部組織において、インシデントレポート報告や医療事故に関する情報を分析し情報の共有を図るとともに、医療安全対策マニュアル等を活用し、リスクマネジメント能力の向上に努め、医療安全対策を徹底する。

また、医療安全委員会の下部組織として実働部隊となるタスクチームが安全対策に対する活動を行い医療の安全を確保する。

③ 院内感染対策

院内感染の未然防止や発生時の拡大防止等のため、院内感染予防対策マニュアルに基づいて、必要な対策を講ずる。

また、感染予防対策チームならびに感染予防対策リンクスタッフが中心となり、院内感染予防対策に対する活動を行い患者のケアと臨床業務の質の向上を図る。

④ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。

⑤ 情報公開の推進

ア 経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図る。

イ 利用者及びその家族への診療情報開示、法人文書の情報公開については、関連規程に基づき適切に対応する。

2 地域療育への貢献

(1) 障害児等療育支援事業の実施施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。

(2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関との連携を強化する。

(3) 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会

への講師派遣等を行うとともに、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れを行う。

- (4) ノーマライゼーションの理念の促進を図るため、ウェブサイトを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。

3 ライフステージに応じた総合相談

- (1) 障害児・者への療育の情報提供はもとより、家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談に教育機関等関係機関と連携しながら幅広く対応し、引き続きワンストップサービスによる各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行う。
- (2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、サービス等利用計画の作成及び見直しを行う。

4 発達障害児・者への支援

- (1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、関係機関とともに総合的な支援を行う。
- (2) 普及・啓発による理解の促進として、研修会等を開催する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

- (1) 管理体制の充実
法人及び施設の各部門が一体的に取り組む体制を充実するため、理事会及び運営会議を原則毎月1回開催する。
- (2) 効率的な業務運営の実現
 - ① PDC Aサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、業務の進捗管理、予算の執行管理を徹底し、業務改善、事業のチェック体制を強化する。
 - ② 事務部門における診療報酬事務、会計事務等の専門研修へ出席させるとともに、研修内容については伝達研修などにより、職員間の情報共有を図り、組織全体の効果的な業務運営につなげる。
- (3) 職員の意識改革
 - ① 能力開発研修など県自治研修所主催の研修を活用するとともに、外部講師による研修を実施する。

- ② 運営会議や研修、職員情報共有システムの活用により、事業実績、財務状況等の職員への共有化を図るほか、省エネ対策については専門家による診断を実施するなど、職員のコスト意識を徹底する。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

- (1) 年齢構成を考慮しながら、施設経営に精通した人材を確保・育成するため、事務部門の職員の確保について実務経験者などを採用するとともに、中堅・管理職員については各委員会等の参加や課題の進捗管理等を通じて経営管理能力を高める。
- (2) 事務職員のリーダーシップ、マネジメント能力の向上等について、スキルを習得できる外部主催の各種研修への参加により推進する。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

- ① 利用者のニーズに対応した医療及び福祉サービスの提供により、収入の確保に努める。
- ア リハビリテーション件数の増
- イ 短期入所事業及び日中一時支援事業の受け入れの増

・提供する療育サービスの目標（再掲）

		平成29年度実績見込	平成30年度目標
医療	リハビリテーション件数	27,638件	27,500件
福祉	短期入所事業（サービス延日数）	1,124日	1,150日
	日中一時支援事業（ 〃 ）	24日	25日

- ② 診療報酬及び障害福祉サービス給付費の改定に基づき、施設基準等の適切な運用を図るため、関係部門間の連携を強化し、患者動向や病床利用の実態に合わせ、施設基準や診療報酬加算等の取得に関する検討を適時かつ適切に実施する。
- ③ 事務部門職員と関係部門職員の連携による入院・入所患者への連携体制の強化など未収金の発生を未然に防止するための対策を講じるとともに、未収金管理要綱に基づき、すでに発生している未収金については早期回収に取り組む。

(2) 費用の節減

費用対効果の視点に基づき、業務を執行する。

- ① 委託業務等について、費用削減に向けた業務内容の見直しを適宜実施し、複数年契約や単価契約などの導入効果を検証することで次期契約に反映させる。
- ② 医薬品や診療材料の在庫管理の現状分析により適正な管理の推進に努めるほ

か、後発医薬品の導入増加に向け、抗てんかん薬等を除く採用可能品目の検討を行う。

・後発医薬品導入品目の目標

	平成29年度実績見込	平成30年度目標
後発医薬品導入品目	45品目	48品目

- ③ 消耗品、光熱水費等の経費については、具体的な削減目標の設定や使用実績の周知により職員へのコスト意識の徹底を図る。

・電気及びガス使用量の目標

	平成29年度実績見込	平成30年度目標
電気使用量	1,687,000キロワット時	1,682,000キロワット時
ガス使用量	206,000立方メートル	201,000立方メートル

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費交付金の抑制に努める。

1 予算（平成30年度） (百万円)

区 分	金 額
収入	
医業収益	741
福祉収益	214
運営費交付金	796
その他収益	2
目的積立金取崩	8
計	1,761
支出	
業務費	1,592
人件費	1,112
うち職員退職手当金	11
医薬材料費	123
委託費	172
設備費	56
その他経費	129
一般管理費	46
人件費	25
その他経費	21
資産取得費	121
計	1,759

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額1,137百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

2 収支計画（平成30年度）

（百万円）

区 分	金 額
収入の部	1, 8 8 3
医業収益	7 4 1
福祉収益	2 1 4
運営費交付金収益	7 9 6
雑益	1 3 2
資産見返戻入	1 2 2
その他の収益	2
目的積立金取崩	8
支出の部	1, 8 8 3
業務費	1, 7 1 4
人件費	1, 1 1 2
うち職員退職手当金	1 1
医薬材料費	1 2 3
委託費	1 7 2
設備費	5 6
減価償却費	1 2 2
その他経費	1 2 9
一般管理費	4 8
人件費	2 5
その他経費	2 3
資産取得費	1 2 1
純利益	0

3 資金計画（平成30年度）

（百万円）

区 分	金 額
資金収入	1, 8 9 3
業務活動による収入	1, 7 5 3
医療福祉サービスによる収入	9 5 5
運営費交付金による収入	7 9 6
うち職員退職手当金	1 1
その他の収入	2
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期事業年度からの繰越金	1 4 0
資金支出	1, 7 5 9
業務活動による支出	1, 6 3 8
投資活動による支出	1 2 1
財務活動による支出	0
次期事業年度への繰越金	1 3 4

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの。
 収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。

第4 短期借入金

1 限度額 300, 000, 000 円

2 想定される短期借入金の発生事由
 運営費交付金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足等への対応。

第5 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成30年度）

高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等備品	百万円 1 2 1	運営費交付金 繰越積立金

2 人事に関する事項

- (1) 療育需要や利用者動向の変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう、療育従事者の業務量に応じた適切な人員配置を実施する。
- (2) 人事評価制度を効果的に活用し、人材の育成、能力や業績に基づいた処遇などの確な人事管理を行う。

3 職員の就労環境の整備

多様な勤務形態の導入や時間外勤務の実態を適切に把握し、組織として過重労働のない職場づくりに努めるとともに、職員へのヘルスケアの実施などにより、職員が能力を発揮し、働きやすい環境の整備に努める。

4 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金については、施設整備、医療機器の購入等に充てる。